

事務連絡
平成 31 年 3 月 5 日

各 府 省 庁

人事担当課 御中

立法・司法機関

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課地域就労支援室

国の機関において採用された障害者に対する障害者就業・生活支援センターによる職場定着支援について

国の機関において採用された障害者については、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）が行う各種支援のうち、厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業によって行われる支援については受けることができない旨、平成 31 年 3 月 5 日付け事務連絡「国の機関において採用された障害者に対する職場定着支援について」により通知したところですが、このたび、センターの定着支援を同委託事業によらず国の機関の負担によって受けることができる方途について整理を行いましたので、下記にご留意の上、当該支援の活用も検討いただきますようお願いいたします。

記

1 概要

センターは、就職活動をしている障害者及び採用後の障害者に対して、厚生労働省（都道府県労働局）の委託事業による就業支援、都道府県の委託事業（厚生労働省の補助事業）による生活支援、自治体により独自に措置された担当者による就業支援・生活支援を無償で提供しています。国の機関に採用された障害者は、常勤、非常勤を問わず、これらのうちによる職場定着支援を受けることができませんが、の委託事業により配置された就業支援担当者等による職場定着支援を、の事業による民間事業者への支援に支障を来さない範囲で、国の機関の負担（有償）により受けること（以下「有償定着支援」という。）は可能です。

なお、国の機関に採用された障害者は、については、これまでも無料で支援を受けることが可能となっています。また、による支援の可否については、センターに対する各自治体の補助金等の規定によります。

2 定着支援の具体的内容

定着支援の具体的内容は、センターの就業支援担当者が、障害のある職員（以下「支援対象障害者」という。）が勤務している職場へ訪問し、本人の職場への円滑な受け入れ、職場への定着、その能力を活かした職務遂行などの実現を目的とした、本人との面談及び助言、本人が勤務する職場の職員や人事担当者との面談及び助言等を行うことです。

3 有償定着支援の実施を検討できるセンター

国の機関から有償定着支援の依頼があった場合に支援の実施を検討できるとするセンターについては、今後厚生労働省がセンターに対して意向調査を実施し、各府省等に提供することを予定しています。

有償定着支援に関する相談等は、支援を受けようとする国の各機関とこれらのセンターとの間で個別に行うこととなりますが、センターが実施できる支援には限界があり、国の各機関が求める支援内容によっては引き受けることが困難となる可能性もある点に留意してください。

4 有償定着支援に係る契約等

国の機関がセンターから有償定着支援を受けるためには、センターとの間で支援の提供に係る契約を締結することが必要となる場合がありますが、支援内容に応じ、会計上の諸規定の範囲内で適切に実施願います。

なお、業務の依頼にあたっての参考事項を次のとおりお示しします。

（1）契約等の形態

有償定着支援に係る契約を締結する場合、一定期間内の定着支援の総量（支援対象障害者の人数や支援日数、支援時間などを単位として設定）を定めて契約することが考えられるほか、障害者の特性や状態などにより、あらかじめ支援の回数や時間数を決めることが難しい場合は単価契約を締結することも考えられるところです。また、業務によっては謝金を支出することも考えられます。

（2）所要経費の積算上の参考単価と標準支援内容

国の機関とセンターとの間の有償定着支援に要する所要経費を検討する上での参考となる参考単価と、想定される定着支援の標準的な量は以下のとおりです。

参考単価

ア 上記1 の委託事業における予算積算上の謝金単価

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ・主任就業支援担当者 ¹ | 20,000 円 / 日 |
| ・就業支援担当者 ² | 13,600 円 / 日 |
| ・主任職場定着支援担当者 ³ | 18,000 円 / 日 |

このほか、活動に伴う旅費、事務経費等を要することに留意。

- 1 就労支援全体をマネジメントする者（障害者の支援経験が原則7年以上あり）
- 2 主任就業支援担当者の指導・助言の下、具体的な就労支援を実施する者
- 3 職場適応援助者（ジョブコーチ）として支援実績ある者

イ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）における職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援に係る助成額

- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日
16,000円
- ・ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日
8,000円

想定される定着支援の標準的な量

センターの行う定着支援の内容は、支援対象障害者の特性や状況に応じて千差万別であり、平均的な量を決めることは困難であります。一定の目安として次のような量を標準とすることができます。

ア 支援対象障害者1人あたりの支援回数

- ・ 手厚く支援する場合には、採用後6ヶ月間で14回（採用後2週間は週2回、その後6週間は週1回、その後4ヶ月間は月1回）、採用後7ヶ月目以降は必要に応じて月1回
- ・ ある程度効率的に支援する場合には、採用後6ヶ月間で10回（採用後1週間は週2回、その後3週間は週1回、その後5ヶ月間は月1回）

イ 支援対象障害者1人あたり1回の支援時間

- ・ 手厚く支援する場合には、採用後2週間は平均2時間、その後6週間は平均50分、その後は平均30分
- ・ ある程度効率的に支援する場合には、採用後2週間は平均1時間、その後6週間は平均40分、その後は平均30分

ウ 就業支援担当者の職場訪問1日あたりの支援する支援対象障害者数

- ・ 2人～5人（平均4人）

（照会先）

室長補佐

川畑（5833）

就業・生活支援係長 橋本（5832）

E-mail: kawahata-sen@mhlw.go.jp

hashimoto-kazuhiro@mhlw.go.jp